

<本人が単独で申請書を作成する場合の記載例>

1/5

相続土地国庫帰属の承認申請書

令和5年4月27日

東京法務局長 殿
(提出先：東京法務局)

1 承認申請者 氏名 法務 太郎
住所 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

2 承認申請に係る土地
所在 東京都千代田区霞が関一丁目
地番 1番1
地目 宅地
地積 150.00㎡

3 承認申請に係る土地の所有権登記名義人(又は表題部所有者)
氏名 法務 太郎
住所 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

- 4 添付書類
(必須書面)
- (1) 承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面
※ 国土地理院地図又は登記所備付地図等に、申請者が認識している土地の所有権の範囲をマーキングして明示する方法で作成することが可能。
 - (2) 承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真
※ 上記図面に、撮影した各境界点の場所を記入し、撮影した写真がどの境界点を示しているか、法務局が理解できるようにする。
 - (3) 承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真
※ 近景・遠景の写真など土地の状況(承認申請に係る土地における建物や工作物の有無など)が分かる最新の写真を複数枚準備する。
 - (4) 申請者の印鑑証明書(市区町村作成)

申請書が複数枚になる場合には、ページ数を上部又は下部余白に記載してください。

申請者の氏名と住所を記載してください。

国庫帰属承認を申請する土地の登記記録上の所在、地番、地目、地積を記載します。

1の承認申請者と異なる場合、添付が必要な資料が増えるため、確認するものです。
1の承認申請者と同一の場合、「1に同じ。」と記載することも可能です。

必須の添付書類がそろっているか確認の上、チェックボックスにチェックを入れてください。

本人確認、申請意思確認及び承認後の国庫帰属にかかる承諾書として使う印鑑証明書(期限の制限はありません。)を添付してください。

本件申請の内容は真実に相違ありません。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項に基づき、上記のとおり、申請します。

申請者 住所 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
氏名 法務 太郎
連絡先 ○○○-○○○○-○○○○
Abc-defg@moj.co.jp



実印を押印します。

申請者欄に、住所、氏名及び連絡のつく連絡先を記載してください。（メールアドレスは任意）
納入告知書の送付先について連絡をすることがあります。

（申請書の作成を資格者が代行する場合）

承認申請書作成者

住所 東京都○○区○○
氏名 △△司法書士事務所 司法書士 国庫 一郎
連絡先 ○○○-○○○○-○○○○
Hijk-lmno@moj.co.jp

申請書の作成を資格者に代行する場合、申請書を作成した資格者の住所、氏名及び平日の日中に連絡のつく連絡先を記載してください（メールアドレスは任意）。

文字の訂正、加入又は削除をしたときには、その旨及び字数を欄外に記載するか、該当部分に括弧等の記号を記載してください。
訂正箇所への押印は不要です。

【記載例】

住所 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
氏名 法務 太郎
(法務 次郎)
連絡先 ○○○-○○○○-○○○○
Abc-defg@moj.co.jp

上記署名中 4字削除4字追加 法務 太郎

(別紙) 承認申請に係る土地の状況について

- ☑ 建物の存する土地ではありません。(法第2条第3項第1号)
- ☑ 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地ではありません(法第2条第3項第2号)
- ☑ 【森林の場合】森林組合等への森林経営委託契約等の管理や経営に関する委託契約を締結している土地、入会権・経営管理権が設定されている土地ではありません。(法第2条第3項第2号)
- ☑ 通路その他の他人による使用が予定される土地ではありません。(法第2条第3項第3号)
- ☑ 【森林の場合】他人による使用が予定される林道、登山道が含まれる土地ではありません。(法第2条第3項第3号)
- ☑ 土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質により汚染されている土地ではありません。(法第2条第3項第4号)
- ☑ 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地ではありません。(法第2条第3項第5号)
- ☑ 崖(勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの)がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するものではありません。(法第5条第1項第1号)
- ☑ 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地ではありません。(法第5条第1項第2号)
- ☑ 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地ではありません。(法第5条第1項第3号)
- ☑ 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地(隣接所有者等によって通行が現に妨害されている土地)ではありません。(法第5条第1項第4号)
- ☑ 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地(所有権に基づく使用収益が現に妨害されている土地)ではありません。(法第5条第1項第4号)
- ☑ 【別荘地の場合】別荘地管理組合等から管理費用が請求されるなどのトラブルが発生する土地ではありません。(法第5条第1項第4号)
- ☑ 【森林の場合】立木を第三者に販売する契約を締結している土地ではありません。(法第5条第1項第4号)
- ☑ 土砂崩落、地割れなどに起因する災害による被害の発生防止のため、土地の現状に変更を加える措置を講ずる必要がある土地(軽微なものを除く)ではありません。(法第5条第1項第5号)
- ☑ 鳥獣や病害虫などにより、当該土地又は周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地(軽微なものを除く)ではありません(法第5条第1項第5号)
- ☑ 【森林の場合】適切な造林・間伐・保育が実施されておらず、国による整備が追加的に必要な森林ではありません。(法第5条第1項第5号)
- ☑ 国庫に帰属した後、国が管理に要する費用以外の金銭債務を法令の規定に基づき負担する土地ではありません。(法第5条第1項第5号)
- ☑ 国庫に帰属したことに伴い、法令の規定に基づき承認申請者の金銭債務を国が承継する土地ではありません。(法第5条第1項第5号)

私は、本承認申請に係る土地の状況について、上記のとおり、法第2条第3項に規定する申請できない土地及び同法第5条第1項に規定する帰属の承認ができない土地に該当しないことを確認しました。

申請者氏名 法務 太郎

国庫帰属承認を申請する土地の状況を、申請者自身であらかじめ確認していただき、却下要件及び不承認要件に当てはまらなければ、チェックボックスにチェックを入れてください。

※最終的に却下・不承認に係る要件に当てはまるかどうかの判断は、法務大臣(土地の所在する法務局の長)が行うので、申請者が特別な調査を実施する必要はありません。

申請時における申請者の認識に基づいてチェックを付してください。

※チェックボックスにチェックのない部分がある場合、法務局から理由について問い合わせることがあります。

※実地調査で事実の有無を確認します。実地調査の結果によっては、申請が却下又は不承認となることがあります。

申請者の氏名を記載してください。

収入印紙貼付台紙

(注) 収入印紙は、割印をしないで貼ってください。



審査手数料分の印紙
を貼付してください。